平成２２年（フ）第１４７７号
大阪府吹田市山田東４丁目９番16―106号、住民票上の住所大阪府三島郡島本町若山台２丁目５番11号
破産者　大西　京子
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３８６号
大阪市此花区伝法６丁目２―２　グランドヴィラ此花Ⅱ604号、住民票上の住所大阪市此花区桜島３丁目６番８―407号
破産者　大西　　健
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８０１号
大阪府東大阪市下小阪２丁目７―８　シャンヴルキキ105号、住民票上の住所大阪府東大阪市長田東１丁目２番15―1001号
破産者　西村　晃生
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８９５号
大阪府豊中市大黒町１丁目16番13号
破産者　田口　英章
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０２９号
大阪府箕面市瀬川４丁目６番32号
破産者　後藤　昭二
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０６０号
大阪府八尾市黒谷２丁目89番地
破産者　島田鍍金工業所こと島田弘行こと　余　慶植
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０６１号
大阪府八尾市黒谷２丁目89番地
破産者　島田映子こと　黄　　映子
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３８１号
大阪市中央区大手通２丁目３番９―706号
破産者　三浦　敏正
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４１２号
堺市西区浜寺諏訪森町西４丁319番地９、住民票上の住所大阪市大正区平尾１丁目７番１号
破産者　久保　藤三
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４５８号
大阪市平野区長吉出戸６丁目14番13号アルシェ28―505号
破産者　太田千明こと　太田　千朋(旧姓牧尾)
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０６３号
大阪市西成区北津守４―13―３、住民票上の住所大阪市西成区南津守４丁目１番32号
破産者　若杉　一晶
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１７７号
大阪市城東区森之宮１丁目４番316号
破産者　山口　　和
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７３２号
大阪府四條畷市岡山４丁目12番12号　サンハイツⅡ―201
破産者　石川興業こと　石川　　豊
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０１０号
大阪府寝屋川市高柳２丁目39番１号
破産者　堀内　友子
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３４４号
堺市堺区甲斐町東６丁１番30―607号
破産者　木藤　裕司
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２３１号
兵庫県宝塚市花屋敷つつじが丘９番18号
破産者　高橋真紀子
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２４３号
大阪府池田市緑丘２―４―114―108、開始決定時の住所大阪府吹田市江の木町16番17号医療法人蒼龍会井上病院
破産者　山口　清彦
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３８８号
兵庫県川西市水明台２―３―43坂本方、住民票上の住所大阪府高槻市奈佐原２丁目１番29号
破産者　江藤　裕子
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３９９号
兵庫県伊丹市北本町１丁目65番地シャーメゾン北本町203号
破産者　佐久知真由美（旧姓田中）
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部